

## 社会福祉法人京都ライトハウス後援会規約

(名称)

第1条 本会は、社会福祉法人京都ライトハウス後援会（以下「後援会」という。）と称する。

(目的)

第2条 後援会は、社会福祉法人ライトハウス（以下「ライトハウス」という。）が行う寄付金確保活動を支援し、もってライトハウス事業の充実・発展を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 事務所は、ライトハウス内に置く。

(会員)

第4条 第2条の目的に賛同する者及び団体をもって会員とする。

2 会員は、ライトハウスに対し、賛助金（寄付金）を納入することができる。

(役員)

第5条 後援会に次の役員を置く。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 顧問

(役員)

第6条 役員は次の通りとし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 理事 15名から25名
- (2) 監事 2名
- (3) 会長 1名 理事の互選により決定する。
- (4) 副会長 1名 会長の指名により決定する。
- (5) 顧問 若干名

(理事会)

第7条 理事は、理事会を構成する。

- 2 理事会は、会長の招集により開催する。ただし、会長が欠けたとき、会長に事故があるとき又は会長の選任前であるときは、各理事が招集する。
- 3 理事会は、後援会の運営に関し、重要な事項について協議し、決定する。
- 4 理事会は、理事の半数以上の出席がない場合は開催することが出来ない。この場合において、委任状が提出されたときは出席したものとみなす。

5 理事会に議長を置き、会長を議長とする。ただし、会長が欠けたとき、会長に事故があるとき又は会長の選任前であるときは、理事会に出席した理事の互選により議長を選出する。

(運営)

#### 第8条 会務

- (1) 会長は、会務を統括し、会の円滑な運営を図る。
- (2) 副会長は、会長に事故あるときは、代理として会務を統括する。
- (3) 監事は、後援会運営及び財務会計を監査する。
- (4) 顧問は、理事会に出席して助言を与えることが出来る。

#### 2 財務

会の運営に要する経費は、ライトハウスに対する会員からの賛助金の一部をもって充てる。

(会計年度)

第9条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 付則

- 1 この規約は、平成8年2月15日から施行し、平成8年6月3日から適用する。
- 2 この規約は、平成22年12月1日から改訂施行する。
- 3 この規約は、平成29年4月1日から改訂施行する。
- 4 この規約は、令和2年2月1日から改訂施行する。

#### 内規

旅費 理事会開催時における交通実費として、1回につき3,000円を支給する。